

(別添1)

事業評価の結果 (共通項目)

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による
事業所名(施設名) 長野市青池保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	1	理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○法人の基本理念、方針が示され、保育所としての理念、基本方針が策定されている。更に保育目標として4つの視点が具体的に示され、「保育園のしおり」やホームページに掲載されている。 ○職員への基本理念、方針については施設内の各部屋に掲げられ、職員がいつでも目に触れる場所に掲示されている。 ○保育所としての理念・方針や保育目標等が、保護者に渡す「保育のしおり」に記載されているが保護者にわかりやすく説明する機会や方法の工夫により、保育所が目指す姿勢の共有を図ることが望ましい。
					2	理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
	2 経営 状況 の 把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b)	8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○法人内の管理者会議、行政の子ども未来部保育・幼稚園課や保健センターを中心とした発達支援会議等の出席により、社会福祉事業の動向や保育所の需要動向に付いて話し合いをしている。 ○施設長は、毎月の月次報告にて利用率、推移等法人に報告している。	
					9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。		
					10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。		
					11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。		
				経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b)	12	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○法人の管理職会議で経営課題を報告し話し合いを行っている。法人の理事長等とのヒアリングがあり、毎年定期的に課題に付いて共有している。 ○職員には、職員会議において報告し職員への周知に努めている。
						13	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
						14	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
						15	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
3 事業 計画 の 策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○中・長期計画は、法人として中・長期総合計画として立てられ、前期後期に分け、各事業所の評価見直しを行い、策定されている。 ○法人として、地域ニーズを分析し計画策定の経緯が示され、法人理念、基本方針の方向性を示している。 ○組織全体の整備、人材育成、現状の課題に基づいた人事管理等も中・長期計画に示している。		
				17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。			
				18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
				19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(1)	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	○事業計画は、法人の中・長期計画に基づき、法人の経営する4保育所の事業計画が策定されている。 ○事業計画には、保育の目標、利用率の目標、保育内容、災害対策、地域関係機関との連携など具体的な計画が立てられている。
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	○事業計画は毎年7月、11月に決められた様式で事業報告する仕組みがあり、法人の理事長とのヒアリングをして見直しをしている。 ○事業計画は、管理職員が参画し策定されているが、職員の意見集約の方法や取り組みの工夫により、更なる職員間で保育所の方向性や事業計画の具体的な理解が望まれる。
			事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	○法人としての福祉サービスの基本方針や保育所の方針等、組織としての方向性を保護者会等の利用によりわかりやすく保護者に説明する事が望まれる。 ○子どもの保育内容の主たる年間事業（子どもの異年齢交流、子育て相談、おじいちゃんおばあちゃんとの交流等）については、保護者にお便り等で行事予定として掲載している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント			
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○保育の質の向上のために、第三者評価の受審をし、保育の質の向上に向けた取り組みが行われているが質の向上に向け、検討結果から具体的な改善手順を明確にし、職員間での組織的な取り組みに期待したい。		
					34	保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。			
					35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。			
					36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。			
				評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	37		評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○職員間での第三者評価の結果に付いては、今後改善の課題を職員参画の基で計画的に実施する取り組みに期待したい。 ○法人での保育所の園長会議において、事業報告や理事長とのヒアリング等に提出する資料作成により、次年度の事業計画に反映する仕組みがある。
					38	職員間で課題の共有化が図られている。			
					39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。			
					40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
					41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。			
			組織の運営管理	シ1 ツ管理者の責任とリーダー	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a)	42
	43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。							
	44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。							
	45	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b)	<p>46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	○施設長は、法人の管理者会議や法人内の保育園長会議に出席、様々な会議の出席で法令遵守に付いては理解を深めている。 ○虐待防止法等に付いては、施設内で研修を行い職員間で話し合いの機会なども設けている。今後、幅広い分野において法令遵守を深めることに期待したい。
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b)	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	○施設長は、障害や気になる子がいる時には巡回支援によるクラス作りの研修、保健所保健師の保健師訪問（ここにこ園訪問）等の利用により保育士と子どもの関係作りを学ぶ組織的な取り組みがある。 ○毎月目標に付いて職員は振り返りを行い主任に報告し、クラスごとに保育のねらいを作成し質の向上に努めている。
			経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	○施設長は職員間での働きやすい環境作りのため代替え保育士の確保をしている。 ○法人保育所内で記録の効率化改善のため、記録支援システムの導入を行い、業務改善が行われている。 ○様々な保育ニーズに応えるように保育時間や一時保育を行い事業運営を職員全体で取り組む体制作りがある。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	59	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○必要な人材や人員体制は法人の理念に基づき一括で管理している。 ○嘱託職員の正規採用を含めた人事計画が法人で行われ、人材担当職員により人材育成計画に基づき計画的に行われている。	
					60	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
					61	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
					62	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
					63	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		○法人として自己申告カードの利用により職員の意向や希望を把握する取り組みがあり、毎年施設長との面談を行い、法人に提出し希望、資格等により異動等の管理を行っている。
					64	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
					65	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
					66	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
		67	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。					
		68	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。					
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a)	69	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○職員の有給休暇の取得は施設長が把握し法人に報告している。また、臨時職員の採用等により、産休、育休等がとりやすく仕事への復帰ができる仕組みがあり働きやすい環境がある。 ○職員の心身の健康に対して、法人として「心の健康づくり計画」があり、相談日や相談方法が職員に示されている。 ○福利厚生は、法人として親和会、長野市勤労者互助会に加入しており、職員の余暇活動の支援になっている。	
					70	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
71	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。							
72	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2)			73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b)	77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○法人での様々な施設への異動があるため、保育士としての専門職や経験を活かしつつ、職員一人ひとりの育成に努める事に期待したい。
			職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○保育所が目指す方針は事業計画に明確に示され、期待する職員像が示されている。 ○保育内容の充実を図るために事業計画を基に異年齢交流、公開保育、訪問保育、研修などにより職員の質の向上に努めている。 ○職場内研修には、職員の研修の方針、課題が示され、今年度の重点テーマ・研修目的が明示され、外部研修の参加も行き質の向上に努めている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	2	(3)	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	87	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○法人としての目標管理の導入も検討されているが、職員一人ひとりの知識や経験に配慮した具体的な目標に向けた職種別、テーマ別の研修計画の取り組みに期待したい。 ○法人では、職階級別の研修計画参加に取り組む仕組みがある。
					88	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
					89	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
					90	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
					91	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	92	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○実習受け入れを行う姿勢はあるが、昨年は実習受け入れを行っていない。実習受け入れマニュアルの作成により、「実習受け入れ方法」等、専門職の特性に合わせたプログラムに配慮した取り組みに期待したい。
					93	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
					94	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
					95	指導者に対する研修を実施している。	
					96	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○ホームページに保育所の理念・基本方針・保育内容・事業計画など公開している。財務内容は法人として公開されている。 ○苦情・相談は第三者委員会へ報告しホームページの公開がされている。	
				98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。		
				99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。		
				100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。		
				101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(1)	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが行われている。	b)	<p>102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	○外部監査は法人として行われていないが、会計士による指導は行っている。 ○保育所における事務、経理等は職務分掌に明記され、施設長が行っている。
	4	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	地域との関わり方の基本的な考え方を保育所基本方針に掲げている。農園で果物の収穫体験、散歩で地域に出掛ける等して地域に対して、保育所や子どもへの理解を深める取り組みをしている。 地域で開催されるコンサート、子育てサロン、保育フェスティバル等のチラシを配布して参加の呼び掛けを行っている。
			ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c)	<p>113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>117 学校教育への協力を行っている。</p>	近所の方による農作業、行事に旧職員、家族のボランティア等がある。今後、地域社会と保育所をつなぐ中心的な存在として地域、学校等のボランティアの受入を行っているが、基本姿勢を明確にした受け入れマニュアルの策定を期待したい。 学校教育の協力は、中学校の職場体験、小学校の職場見学、専門学校のボランティアの受け入れ等を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	118	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	活用できる社会資源をリスト化して事務室に掲示して必要に応じて保護者に情報提供をしている。行政の担当者、地域の子育て支援団体、民生児童委員、小学校等と連携して協力関係を築いて保育や保護者からの相談に活かされている。 「いきいきふれあいトーク」「子育てサロン」等に施設長や職員が参加して地域の共通の課題に対して解決に向けた助言、発言をしている。
					119	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
					120	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
					121	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
					122	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
					123	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	124	保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	未就園児を対象に園開放・公開行事（おひさま広場）を毎月2回～4回計画的に行い季節行事、水遊び、雪遊びなど保育の専門的知識・技術を活かして参加者に提供している。 地域住民に夏祭り、運動会等呼びかけ住民の参加がある。高齢者、民生児童委員、地区役員、駐在所等からの参加、世代間交流事業も行っている。 言語の発達に関する講演会を計画して地域に参加を呼び掛ける。災害時に保育所を「福祉避難所」として検討中等、保育所が有する機能を更に地域に開放・提供する取組みを進めている。
					125	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
					126	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
					127	災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
					128	多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(3)	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	地域の課題に付いて検討する集会「いきいきふれあいトーク」、民生児童委員が主催する「子育てサロン」等に職員が参加して地域の福祉ニーズを把握するよう努めている。 一時保育希望相談の受け入れ、子育て相談を随時行っている。地域の未就園児のニーズを支援するために委託事業「おひさま広場」を実施している。
適切な福祉サービスの実施	1	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	<p>135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	「全国保育士会倫理綱領」、法人、保育園の理念、基本方針に子どもを尊重した実施に付いて明示している。事務室、保育室に掲示され、常に職員が認識できるようにしている。 「障害者差別解消法」の研修会には全職員が参加している。法人の「保育の手引き」に子どもの気持ちや主体性を尊重する姿勢が明示され実践に努めている。 職員や保護者が子どもを尊重した保育に付いて、共通の理解を図るための機会を作ること期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	<p>143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	法人の「保育の手引き」に保育所の職員としての守秘義務が定められ、保育指針、児童福祉法、個人情報保護法、刑法に付いて関係法が掲載され職員に周知されている。「個人情報使用同意書」を保護者から提出されている。記録物の扱いは慎重にしている。子ども、保護者のプライバシーを損なわないよう声掛け、会話等配慮している。 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取り組みを更に周知するよう望みたい。
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	保育所選択に必要な基本情報をホームページに掲載している。閲覧用として関係機関に置いている。保育所の利用希望者には個別に説明をして希望者には見学の対応をしている。 利用希望者に対する情報提供に付いて、適宜見直しをして現況に合わせた情報提供が出来る取り組みを期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2)	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	保育開始にあたり園長から「保育園のしおり」（原則的に卒園まで使用）運営規程、重要事項説明書の説明、個人情報の取り扱いに付いての説明をして契約、同意を書面で確認している。変更が生じた場合は保護者会、個別懇談会等で解り易く説明をしている。
			保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b)	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	保育所の利用が終了した後は施設長が窓口となり保護者等の相談に乗っている。保育所の変更は今まで経験はないが、保育の継続性に配慮した手順、引き継ぎ文書を定め、引き継ぎの内容を記した文書を渡すことが出来る取り組みを期待したい。
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	保護者に対して年度末、行事に関するアンケートを取り次年度に活かしている。保護者会や保護者への個別満足を把握するために個人面談を年2回、保護者会を年3回行っている。機会ある毎に保護者からの聴取、保育の中で満足度を意識して子どもの声を傾聴している。具体的に出された子どもの声、保護者からの意見の内容を組織的に検討し具体的な改善をする取り組みを期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>苦情担当受付体制、第三者委員の設置をする等苦情解決の体制が整備されている。内容周知のために玄関に掲示している。保育開始時に苦情に関する文書を配布して説明をしている。ここ数年、保護者からの苦情は出されていないが、受付簿・苦情解決に関する記録は保管されている。</p> <p>利用者満足度が更に図られるよう苦情に関するアンケート等をする工夫が望まれる。</p>
			保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>保護者にはお迎えの時に相談し易い関係作り、健康面で検診時等相談を受ける旨を便りに掲載する等配慮している。事務室や空いている部屋で何時でも相談出来るスペースを確保している。</p> <p>保護者が相談・意見が述べやすいよう相談日を決める等して保護者に周知する取り組みを更に期待したい。</p>
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>保育所プールに隣接の学校の樹木の枝が伸び日照し難い環境を保護者から出され、学校関係者と連携して解決する等迅速な対応がされている。意見箱の設置、アンケートの実施をして、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>保護者からの意見・相談を受け付けた際の記録、報告の手順、対応策等に付いてマニュアルに定め、定期的な見直しをする事を期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>危機管理マニュアルを保育所として設置している。法人リスクマネジメントに関する委員会委員に主任保育士が担当者となり、リスクマネジメント委員会に出席して職員会で報告している。子どもを脅かす事例等は法人からメール、メッセージが配信されている。ヒヤリハット報告書を作成して提出し、内容を関係する保護者に伝えている。</p> <p>不審者対応策として地域に向けて「夜間・休日等における不審者対策への依頼」を全戸配布して協力をお願いしている。不審者対応訓練として刺又の使い方、不審者への防護の仕方の研修を全職員が行っている。</p> <p>毎月建物内の安全点検を点検票に添って実施し、遊具に関しては年1回専門業者が行っている。</p> <p>収集した事例を基に、職員参画の下に発生要因の分析、改善策、発生防止策等行う事、また、予測される外部からの侵入者等環境面を含めたリスクを把握し合い安心・安全な福祉サービスの提供をするための取り組みを更に期待したい。</p>
			感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直ししている。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒予防等に関するマニュアルを作成して周知し、感染症発生時期には職員が研修会に参加して予防の取り組みをしている。</p> <p>保護者には行政からの保健だより、通信に予防に対する啓蒙等を行っている。</p> <p>マニュアルを定期的、必要時には随時見直しを図り感染症の予防、発生時の安全確保をするための取り組みを更に期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5)	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>災害時の対応体制が設置されている。消防計画により通報訓練を含め毎月避難訓練を実施、消防署立会いで訓練は年1回実施して都度、反省会をしている。子ども、保護者、職員の安否確認のための名簿等は避難袋（バケツ、飲料水、軽食、紙コップ他必要最小限度の品が入っている）に用意され活用出来るようにしている。 自衛消防活動対策があり、駐在所、自治会、福祉団体との連携をしている。 地震、水害、豪雪等あらゆる災害を想定して備蓄品の検討をして備蓄品リストの作成が望まれる。</p>
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	<p>標準的な実施方法がマニュアルにされ、子どもの尊厳、プライバシーの保護等が明示され各指導案に反映されている。保育が画一的にならないよう特に一人ひとりの子どもに配慮された内容になっている。標準的な実施方法について研修会、職員会の中で個別に指導する機会を作っている。</p>
204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。						
205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。						
206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。						
207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。						
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<p>保育の標準的な実施方法の検証・見直しをして行政に報告書を提出している。 検証・見直しは職員や保護者からの意見、提案が反映される仕組み作りに期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>子どもと保護者の具体的なニーズを個別懇談、お迎えの時等で確認して指導計画に明示し、保育過程に基づき指導計画を策定している。</p> <p>アセスメント手法を確立し、様々な職種、関係員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向を含めた手順を定めて指導計画策定をされる事を期待したい。</p>
			定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>指導計画見直し時には、子ども・保護者のニーズを把握している。</p> <p>指導計画の見直し、緊急に変更する場合において、組織として検討して見直しを行うための時期、検討会議の参加職員、保護者の意向の確認等手順を定めて取り組まれる事を期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b)	225	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	子どもに関する発達、生活状況等は保育所が定めた所定の様式に丁寧に記録している。指導計画に基づく保育の展開の様子を記録している。定期的に職員会議が開かれて保育活動に関わる情報を共有している。必要な情報を保護者等に知らせるために園内に掲示をする等して工夫している。記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領の作成、指導等が更に必要と思われる。	
					226	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。		
					227	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		
					228	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
					229	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。		
			子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	230	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。		記録は事務室所定の場所に収納され、来訪者の目に触れないよう管理している。記録管理者を定め、記録の管理、個人情報保護に関して職員は理解している。入園時に保護者に対して個人情報の取り扱いについて説明をして同意書が提出されている。
					231	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		
					232	記録管理の責任者が設置されている。		
					233	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		
					234	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
235	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。							